

宮城県の医療的ケア児等支援施策について

令和5年8月9日(水)

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

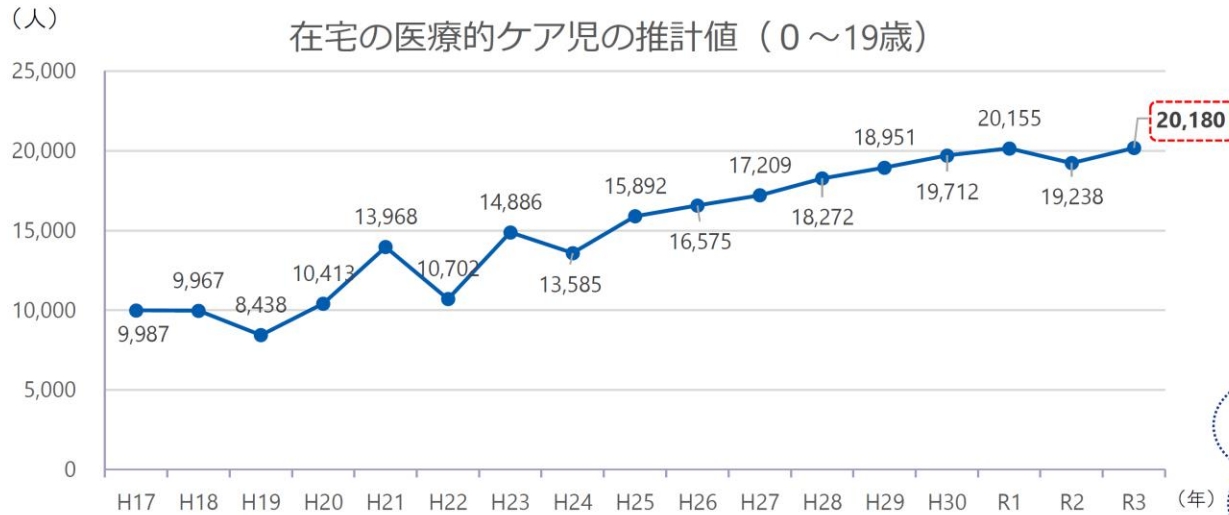
本日の内容

- 1 医療的ケア・医療的ケア児等とは
- 2 県内の医療的ケア児等の実態調査
- 3 県の医療的ケア児等支援施策

1 医療的ケア・医療的ケア児等とは

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人〈推計〉である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、
ネブライザーの管理、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿 等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

2 県内の医療的ケア児等の実態調査

市町村調査

調査対象

・県内35市町村を対象に令和5年1月1日現在で市町村に居住している医療的ケア児者
(医療的ケアを日常的に必要とする19歳以下の児童及び20歳以上の成人期(20歳前受傷者のみ))

調査実施期間

・調査アンケート: 令和5年3月3日～令和5年3月29日
・ヒヤリング調査期間: 令和5年5月9日～7月11日

調査実施方法

記述式アンケート調査

・アンケート調査については、宮城県より各市町村障害福祉関係部署へ依頼し、集計は宮城県医療的ケア児等相談支援センターにて実施。

ヒヤリング調査

調査書に基づき全市町村に、宮城県医療的ケア児等相談支援センターがヒヤリング調査を実施。

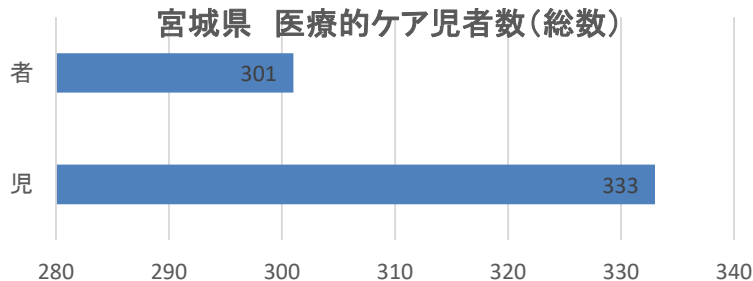
回答状況

・県内35市町村中35市町村から回答(回答率100%)

主な調査項目

記述アンケート調査

1. 市町村基礎情報 2. 医療的ケア児者数 3. 医療的ケア児者支援状況
4. 医療的ケア児者受け入れ資源状況 5. 災害時支援 (5カテゴリー 15項目)



| 医療的ケア児者数 | |
|----------|-----|
| 児 | 333 |
| 者 | 301 |

合計 634名

3 宮城県の医療的ケア児等支援施策

令和5年度 医療的ケア児等支援体制整備推進事業

医療的ケア児等相談支援センター運営事業（R4.7.1開設）

概要

- 名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）
- 所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12（電話：022-346-7835）
- 開所日：平日月曜～金曜 土日祝日及び年末年始は休み
- 開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間：9:00～16:30
- スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名
全員が相談支援員の有資格者，医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者
医師等を専門職アドバイザーとして委嘱

★医療的ケア児とは★

日常生活において恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引，経管栄養等の医療的ケアが不可欠な児童

業務内容

- ① 総合的・専門的な相談支援
医療的ケア児や家族，関係機関等からの相談に対応
- ② 情報の発信及び研修
・県民や行政担当者へ関連制度やその窓口，最新の施策情報の集約・ホームページ等での発信
・支援者等対象の研修開催（※医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業及び医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修を含む）
- ③ 関係機関との連絡調整
支援要請に基づく連絡調整，協議の場等への参画
地域の支援体制強化のための連携
- ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

運営

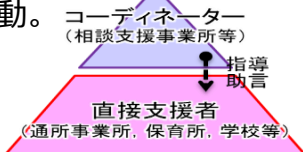
- 実施主体
宮城県（一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会への委託事業）
※相談支援専門員の職能団体

根拠

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）
医療的ケア児や家族の支援に関する施策の実施が地方公共団体の責務

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（H30～）

- 法定カリキュラムに基づき，相談支援事業所等において，
- 医療的ケア児等支援を総合調整する人材（コーディネーター）
通所事業所や保育所，学校等での直接支援を行う者（支援者）
を養成。（県・仙台市共同実施）コーディネーターになった相談支援専門員，看護師等はチームで活動。



効果

- ・福祉，医療，教育等，関係機関同士の連携体制構築
- ・医療的ケア児等支援の裾野拡大

<実績>

| | 研修修了者 | | 修了者の資格 |
|----------|-------|-----|--|
| コーディネーター | H30 | 35名 | 相談支援専門員，介護福祉士，看護師，保育士，他（作業療法士，理学療法士，介護支援専門員，養護教諭等） |
| | R1 | 38名 | |
| | R3 | 28名 | |
| | R4 | 29名 | |
| 支援者 | H30 | 36名 | 相談支援専門員，看護師，保健師，准看護師，保育士，介護福祉士，精神保健福祉士，行政等 |
| | R1 | 69名 | |
| | R3 | 40名 | |
| | R4 | 74名 | |

医療型短期入所モデル事業

課題

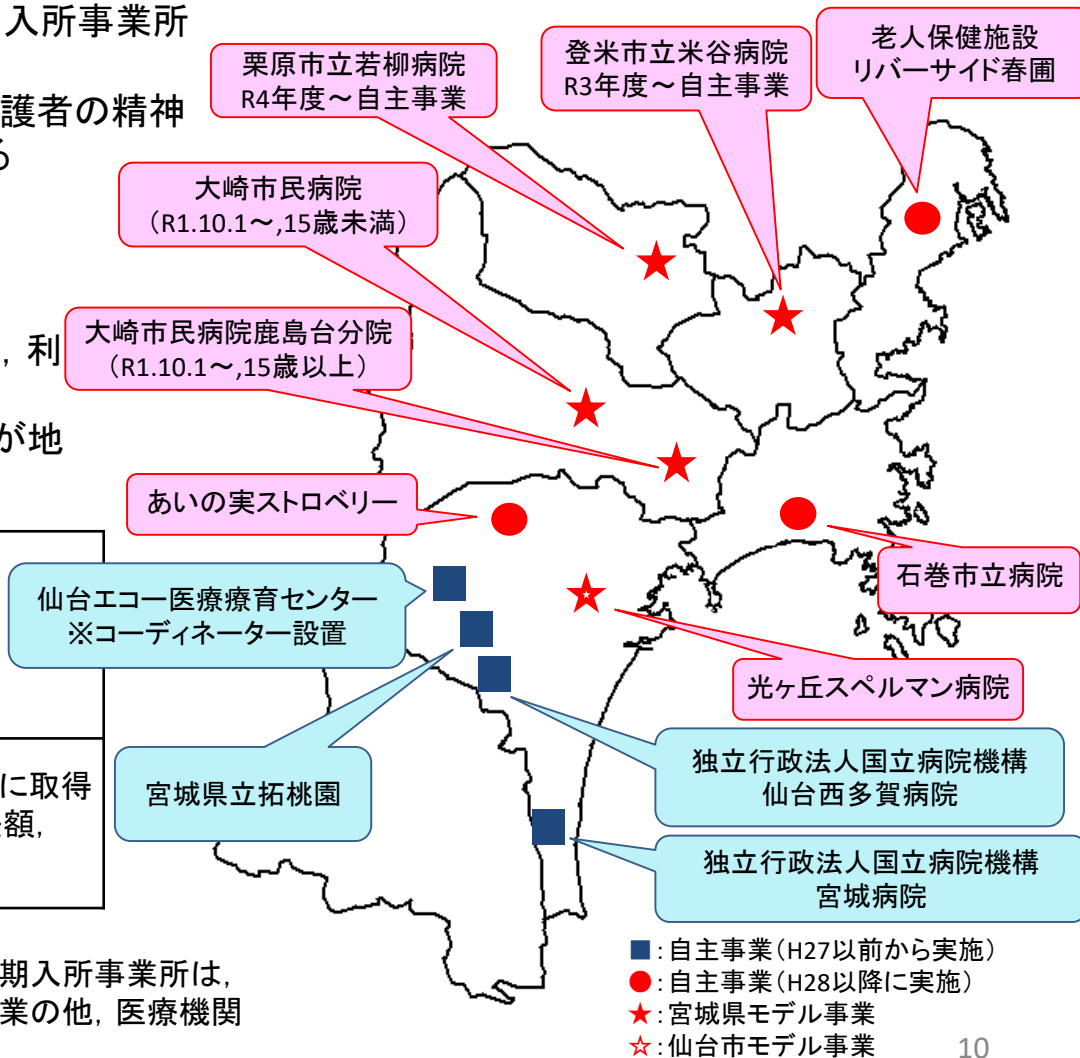
- 医療的ケア児者等を一時預かる医療型短期入所事業所は、病床数が不足し、予約が取りにくい
- 病気等により介護が困難な場合の対応や介護者の精神的・身体的負担の軽減などが求められている

事業の目的

- 医療機関等で、短期入所用の病床を確保し、利便性の向上を図る
- 在宅の重症心身障害児者等及びその家族が地域の中で安心して生活できるよう支援する

| | |
|------|--|
| 対象 | 仙台市 ⇒ 光ヶ丘スペルマン病院 (H28.11～) 宮城県 ⇒ 登米市立米谷病院 (H28.10～R3.3), 栗原市立若柳病院 (H29.10～R4.3), 大崎市民病院 (R1.10～), 大崎市民病院鹿島台分院 (R1.10～) |
| 事業内容 | ・医療機関等で、短期入所事業所の指定を新たに取得 ・サービス利用時の診療報酬と介護給付費の差額、空床時の必要経費を補償 |

医療型短期入所事業所開設状況 (R5.4.1現在)



成果

平成27年度まで4カ所のみであった医療型短期入所事業所は、平成28年度以降、県・市が実施するモデル事業の他、医療機関等の自主事業等により12カ所に増えている。

医療的ケア児等コーディネーター配置事業

課題

- 平成28年度以降に開設した医療型短期入所事業では、重症心身障害児者等が、サービスの利用を検討する際に必要となる情報の周知が不足している
- 職員の障害児者へのケアの経験の少なさから生じる受入への不安などにより、利用ニーズに対して十分に応えることができていない

事業の目的

- 課題に対応するコーディネーターを県・仙台市共同で配置し、利用希望者が円滑に医療型短期入所サービスを利用できる体制の構築を目指す

新設事業所

- 利用者・家族との信頼関係構築に時間を要する
- ノウハウ不足により、スタッフの不安が大きい

ノウハウ共有

- 受入れ可能人数に限りがあり、新規利用の受入困難
- 週末・学校の長期休暇時等は、予約が重複し、断ることも多い

老舗事業所

コーディネーター

信頼関係構築

（仙台エコー医療療育センターに
県・仙台市で共同設置）

情報集約・発信

利用者

- 信頼関係がないため、新設事業所の利用に不安感
- 利用可能な事業所が遠方の場合、遠距離移動を強いられる

相談内容充実

- 各短期入所事業所で受入可能な障害状況を知りたい
- 適切なサービス等利用計画の作成、情報提供が困難

相談支援

多様な子どもの安心子育て支援事業

課題

【課題】

- ・医療的ケアに対応する看護師が全国的に不足し、障害福祉サービス事業所においても人材確保が困難
- ・医療的ケアの事例の少なさから、ケアのイメージが掴めず受入に消極的

事業の概要

